

当社原子力発電所における原子力規制庁による
2025 年度第 2 四半期の原子力規制検査等の結果について

2025 年 11 月 20 日
東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、原子力規制庁が 2025 年度第 2 四半期に実施した原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）が報告され、当社原子力発電所に関する事案について、2 件の検査指摘を受けました。

< 柏崎刈羽原子力発電所（核物質防護関係） >

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）：
2017 年当時の秘密情報の取扱い
・・・重要度の評価：緑^{※1} 深刻度の評価：SLIV（通知なし）^{※2}
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）：
規制対象物品の立入制限・周辺防護・防護区域への持込
・・・重要度の評価：緑^{※1} 深刻度の評価：SLIV（通知なし）^{※2}

当社は、今回の事案を踏まえた再発防止策を実施するとともに、改善が一過性のものとならないよう、引き続き取り組んでまいります。

※1 重要度の評価「緑」

「重要度の評価」は、事業者が行う安全活動の劣化の重要度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に 4 段階で評価される。重要度の評価「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準のものに適用。

※2 深刻度の評価「SLIV」

「深刻度の評価」は、原子力規制検査において特定された違反の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の 4 段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価される。深刻度「SLIV」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものも適用。

別紙：[柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）](#)

以 上